

議第146号

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 5月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1(7)の項中

法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	33,000
--	--------

を

法第53条第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	33,000
法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	33,000

に,

法第86条の8第1項又は第3項前段の規定に基づく工事の全体計画の認定又は工事の全体計画の変更の認定の申請に対する	200平方メートル以下の面積	27,000
	200平方メートルを超え500平方メートル以下の面積	36,000
	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の面積	52,000
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の面積	69,000

を

審査	2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下の 面積		160,000	に改め、同表
	10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以下の 面積		270,000	
	50,000平方メートルを超え る面積		490,000	
法第86条の 8第1項若 しくは第3 項前段(第 87条の2第 2項におい て準用する 場合を含 む。)又は 第87条の2 第1項の規 定に基づく 工事の全体 計画の認定 又は工事の 全体計画の 変更の認定 の申請に対 する審査	30平方メートル以下の面積		27,000	に改め、同表
	30平方メー トルを超え 100平方メ ートル以下 の面積	特定建築物	32,000	
		その他の建 築物	43,000	
	100平方メ ートルを超 え200平方 メートル以 下の面積	特定建築物	44,000	
		その他の建 築物	61,000	
	200平方メ ートルを超 え500平方 メートル以 下の面積	特定建築物	65,000	
		その他の建 築物	108,000	
	500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下の 面積		147,000	
	1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以下の 面積		202,000	
	2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下の 面積		312,000	
	5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下の 面積		466,000	
	10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以下の 面積		600,000	
	50,000平方メートルを超え る面積		1,084,000	

法第87条の3第5項前段の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	使用期間が1月以内のもの	60,000
	使用期間が1月を超えるもの	120,000
法第87条の3第6項前段の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査		160,000

備考5中「又は第3項前段」を「若しくは第3項前段（第87条の2第2項において準用する場合を含む。）又は第87条の2第1項」に改め、同備考8中「第86条の8第1項」の右に「又は第87条の2第1項」を、「変更に係る部分の床面積」の右に「のうち最大のもの」を加え、同備考9中「第86条の8第3項前段」の右に「（第87条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

（適用区分）

2 この条例の施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

建築基準法の規定に基づく許可等の申請に対する審査に係る手数料を定める等の必要があるので提案する。